

# 入札告示

札幌市告示第 4641 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示する。

令和 4 年 11 月 21 日

札幌市長 秋元 克広

## 記

### 1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 2 階北  
札幌市財政局税政部税制課管理係 電話 011-211-2282 FAX 011-218-5149

### 2 入札に付する事項

#### (1) 役務の名称

札幌市税のコンビニエンスストアでの収納業務

#### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

#### (3) 履行期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

#### (4) 入札方法

札幌市が発行した、CVS 収納用バーコードが付されている納付書に基づく札幌市税のコンビニエンスストアでの収納 1 件あたりの単価で行う。（入札書については、小数点第 2 位までの金額を記載することができる。）

なお、契約の相手方の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額をもって契約単価とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「情報サービス、研究・調査企画サービス業」又は「その他サービス業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者を除く。）等経営状況

が著しく不健全な者でないこと。

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) コンビニエンスストアによる公金の収納代行業務の履行実績を有する者であること。

#### 4 入札説明書、契約条項及び仕様書等の交付方法

本告示の日から、上記1の場所において交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/citytax/keiyaku/keiyakujouhou-kobo.html>

#### 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記1に同じ。

- (2) 入札書の受領期限

令和4年12月12日(月)17時00分。

札幌市役所税政部税制課(送付による場合は必着)

- (3) 開札の日時及び場所

令和4年12月13日(火)10時00分。

札幌市役所税政部会議室(札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所本庁舎2階北側)

- (4) 入札書の提出方法

持参又は送付により提出すること。

なお、事故等による未着について、札幌市は責任を負わない。

#### 6 入札参加資格の審査及び決定

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、審査を受けた上、入札参加資格がある旨の決定を受けなければならない。

- (1) 提出書類

以下のア及びイの書類を提出すること。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)

イ 過去に受託し履行した実績を持つコンビニエンスストアによる公金の収納代行業務の契約書の写し

(契約名、委託者名、受託者名及び契約期間が記載されているページの抜粋)

- (2) 提出期限

令和4年12月6日（火）16時00分。

(3) 提出場所

上記1のとおり

(4) 提出方法

持参または郵送。但し、郵送の場合は、以下のとおりとすること。

なお、事故等による未着について、札幌市は責任を負わない。

ア 上記6（2）の期限を必着とする。

イ 配達証明郵便、特定記録郵便、簡易書留又は一般書留のいずれかによること。

ウ 封筒に「札幌市税のコンビニエンスストアでの収納業務入札参加資格確認書類在中」と明記すること。

(5) 入札参加資格審査結果通知書の交付

上記6（1）に定める書類を受領後、本市において入札参加資格の審査を行い、その結果（入札参加資格審査結果通知書）を令和4年12月9日（金）までに交付する。

7 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額（業務仕様書であらかじめ示した取扱想定件数に契約単価を乗じて得た金額をいう。）の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、上記6のとおり、告示に示した役務の提供が可能であることを証明する書類を、令和4年12月6日（火）16時まで、上記1の場所へ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、入札説明書、仕様書、契約条項等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。